

平成26年第3回東大和市議会総務委員会記録

平成26年7月29日（火曜日）

出席委員（8名）

委員長	押本修君	副委員長	佐竹康彦君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	蜂須賀千雅君	委員	関田正民君
委員	尾崎信夫君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
4番	実川圭子君	17番	東口正美君
19番	御殿谷一彦君		

議会事務局職員（3名）

事務局次長	長島孝夫君	議事係長	尾崎潔君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- （1）26第3号陳情 「集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情
- （2）26第5号陳情 「集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情

午前 9時31分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成26年第3回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（押本 修君） 初めに、26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対抗する意見書」に係る陳情、26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対抗する意見書」に係る陳情、以上2件を一括議題に供します。

前回の審査に引き続き、質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） この陳情が提出されて、前回審査を行って以降、7月1日に閣議決定が行われましたけれども、この閣議決定は、この陳情で指摘されているように憲法解釈を変更して、集団的自衛権を認めるという内容になっています。したがって憲法解釈必要ないという意見は、発言をされている議員も多数おられますので、閣議決定後であっても、この反対という意見を、意見書をきちつと議会として上げていくということが必要だというふうに私は思いますので、皆さんの御意見、その点について伺いたいと思います。

○委員（佐竹康彦君） この陳情で述べられておられるような集団的自衛権の行使容認等ですね、当初その国民の間にも大きな懸念があったかとは思いますが、7月1日の閣議決定の全文を詳細に確認いたしますと、やはりその懸念されるようないわゆる集団的自衛権の行使というものについては、今回の閣議決定においても認められていないというふうに判断をされますし、今回一部集団的自衛権について容認ということでございましたけれども、これ限りなくこれまでの個別的自衛権の範疇、またそれを、個別的自衛権の範疇を少々拡大したというようなことと判断できますので、御懸念されるような部分についてはですね、この陳情が、陳情の提出者の方が御懸念されるような部分について、今回の閣議決定では、特にその御懸念に及ばないというようなことが判断されるというふうに私は考えますので、この陳情を採択する必要性は現在のところないということで、私は採択しなくてもよいというふうに判断をさせていただきます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 今のちょっと佐竹委員のあれですけども、その懸念はないということですけども、例えば機雷のこととかですね、封鎖のことで、それにやっぱし例示としてね、出された、あの内容はどう考えるのかね。具体的に例示までされてね、そういったときには必要だと言っておりますけど、それはどう解釈されてます。

○委員（佐竹康彦君） 今のお話、多分ホルムズ海峡のところに機雷がまかれるというお話だと思うんですけども、ホルムズ海峡というのは、国際法上、オマーンの領海ということでありまして、一国の領海にですね、機雷がまかれた時点で、既にそこは戦闘地域だということになります。戦闘地域だということには自衛隊は派遣されないということは閣議決定においても明確にされておりますので、であるならば、そこに行く国内法上の根拠はないわけでありますから、そういった意味で、集団的自衛権の、今まで懸念されているようないわゆる集団的自衛権の行使に当たらないというふうに考えられます。これはもう明らかにその今回の閣議決定でも明確にされておりますので、あくまでも我が国の存立が危ぶまれるような状況というようなことですね。例えばその7月14日に行われました衆議院予算委員会ですね、内閣法制局長官は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合ということが武力行使が許される場合というふうに書いてありますし、内閣の閣議決定の中でも、閣議決定される以前にもですね、安倍首相がいわゆる集団的自衛権、自国が攻撃さ

れていないにもかかわらず、他国の戦争の一翼を担っていくというようなことはしないというようなことを言っておられますし、御懸念されるような海峡の事例はですね、今回の閣議決定の場においてもですね、自衛隊を派遣できないというような形になっておりますので、その点については、御懸念に及ばないのではないかなというふうに私は考えます。

○委員（中野志乃夫君） 今の佐竹さんの話だとね、そういう認識だということなんですけども、私からするとね、わざわざ例示をしてね、機雷封鎖のことをね、述べてるってことは、当然そういうことを想定してるからこそね、例示をしたわけであって、一応公明党さんの解釈では、そういうことがあっても、あれは例示であって、実際そういうことはしないという今の意見のように伺いますけども、私からすると、そうじゃね、それであるならば、わざわざ例示する必要もないわけですよ、そんなことをね。具体的にこういった場合には自衛隊行きますよみたいなね。そういったのも今回の例として出さなくてもいいことをあえて言ってるってことは、やはりそういったことをね、想定した動きだと思うんですよ。私の立場からすると、逆に公明党さんと自民党さんの間ではそういう約束をしたのかもしれないけれども、実際問題ね、いざまたあちらで問題が起こって、石油がとまると、そのときだね、海峡封鎖のときに、アメリカのほうから要請されればね、結局は安倍政権としては、やはり自衛隊を派遣したいと、そういったことがね、前提にあるんじゃないかと、あくまでも例示してるわけですから、そういう例をね。そう思いますから、だからこそこの陳情に書いて、言ってるようにね、それを本当にさせないためにも逆に陳情に、賛成したほうが、私は有効な内容になるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうでしょう。

○委員（佐竹康彦君） 今の中野委員の御発言で、自民党と公明党の間でということでありましたけれども、実はこれ、閣議決定であって、党と党の間のことではなくてですね、閣議決定で、内閣が国民全般に約束したことなんです。ですから党と党の間の話ではないということがまず一点と、あとこれについては、その例示したということは、やりたくて例示したということではなくて、今までグレーゾーンになっていたということ、こういった案件についてはどうだろう、こういった案件についてはどうだろうということで、それについて検討するということで例示しただけであって、やりたいから例示して、やるための議論をしたというわけではありません、今回の与党協議につきましては。でありますし、仮にですね、安倍総理がそういうことに対してやりたいということであっても、今回自分の内閣の閣議決定を出した中で、そういうことはしないって言ってるわけですから、それでもしやるということであれば、自分のことを言ったことぐらい守りなさいって話になりますから。やりたければ、今回の閣議決定で安倍さんが賛成しなけりゃいいわけですよ、要は。内閣総理大臣の、自分の内閣の閣議決定として出してるわけですから、これについては当然責任を持って、遂行されると思います。これからさまざま、この閣議決定に基づいて、さまざまな国内法の整備、自衛隊法の整備等されると思いますので、その議論の中で、しっかり私も公明党といたしましても、そういったことに歯どめがかかるような形で法整備をしていきたいというふうに考えております。

今回はこの閣議決定に関するですね、この陳情であるわけですから、その閣議決定においてですね、このような陳情者が述べられてるような懸念は及ばないというようなふうに判断されますので、今回については、この陳情について採択すべき必要性はやはりなくなっただけではないかなというふうに私は考えます。

○委員（尾崎利一君） 私も閣議決定全文持ってきてますので、今閣議決定でそういうことは否定されてるってことでしたけども、どの部分で否定してるのか、まず一点伺いたいのと、それからその明確なこれ憲法解釈の変更だと思うんですよ。まず、これは昭和47年の政府見解は、結論のところで、他国に加えられた武力

攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されない、いうふうに言ってますし、それから昭和56年の政府見解では、集団的自衛権ってというのは何なのかっていうこと書いてあるんです。集団的自衛権、すなわち「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利」、これを集団的自衛権だというふうに政府見解として定義をした上で、「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」、というのがこの間の政府見解ですから、密接な関係にある外国に対する、他国に対する攻撃、自国だけではなくて、密接な関係にある他国に対する攻撃があった場合にも武力行使できるというのはね、まさにこの政府見解で言ってる集団的自衛権そのものなわけですよ。そうすると、どう考えても憲法解釈変更したということにこれはならざるを得ない、誰が見てもそうならざるを得ないと。ですからこの陳情で出されてる内容は明確に該当してるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員（佐竹康彦君） まず、閣議決定の中でということなんですけれども、私も全文持ってますけれども、閣議決定の2の国際社会の平和と安定への一層の貢献の（1）の中で、その最後の、（1）の最後ですね、ア、イと分かれてますが、「我が国の支援対象となる他国軍隊が現に戦闘行為を行っている現場では、支援活動は実施しない。」って書いてあります。先ほど例示として挙げられたようなホルムズ海峡に機雷がまかれるというような場合は、オマーンの領海なわけですから、主権国家の領海に機雷がばらまかれたということは、既にその時点で戦闘行為のある現場なんですから、戦闘行為のある現場には支援活動を実施しないって書いてあるわけですから、これは明確に自衛隊は行けないということを閣議決定の中で述べているというふうに判断されるというふうに思います。

先ほど述べておられたようないわゆる集団的自衛権というもの、今回認められたものは一部でありまして、これは内閣法制局長官が予算委員会の中で、たしか民主党の方の質疑の中でおっしゃっておられたかと思うんですけれども、あくまでも当てはめの問題だというふうにおっしゃっていました。個別的自衛権が100、集団的自衛権が100として、一切交わらないかっていうと、決してそういったことではなく、事例によっては個別的自衛権にも入りますし、解釈の見方、当てはめによっては集団的自衛権にも入るというような中です。今回さまざまな検討がされた上で、一部容認とされた集団的自衛権については、いわゆるフルサイズの集団的自衛権ではなくて、あくまでもこれは我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処するため、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限の武力行使は許される、これが1972年の政府見解の根幹でありますから、この流れに沿った上での今回のその集団的自衛権の一部容認ということです。御懸念されるような形でのいわゆるそのアメリカが中東で戦争を行います、そこに自衛隊が参加しますというような意味での集団的自衛権の発動ではないわけですから、あくまでも我々の考え方からすると、はっきり言って個別的自衛権の範疇を拡大したものというふうに判断される内容でありまして、これはでも、国際法上は、その国際法の根拠で言えば、集団的自衛権の範疇に入ると、先ほど言ったような当てはめの問題でしかないわけですから、これを取り上げて、こういった事例の一部を認めたということを取り上げて、それが全て認められたということに解釈するのは、いささかちょっと物事を大げさに考えているのかなというような気はいたします。

○委員（尾崎利一君） 当てはめの問題って言いますけれども、その集団的自衛権を一部であれ認める内容になってるってことは、今佐竹委員も認められたわけで、これは重大な憲法解釈の変更になるわけです。こ

れまで他国に対する攻撃の場合に、その武力行使をするということは集団的自衛権の行使に当たるからできないと言っていたにもかかわらず、そこを認めると。一部だってということ言われますけれども、それが一部にとどまる保証がどこにあるのかという問題もあるわけです。日本に対する、何でしたっけ、明白な危険がある場合にはっていう限定がついてるっていう主張もありますけれども、これを判断するのは時の政権ですし、秘密保護法のもとで、この判断材料になった情報だって国民に示されるとは限らない、示されない可能性のほうが高いという状況のもとで、時の政権の独走を許すことになるということだと思います。

当てはめの問題と言いますが、その当てはめの問題をゴリ押ししてやるという狙いがどこにあるかっていう問題です。先ほど戦闘地域っていうこと言われましたけれども、今度の閣議決定では、戦闘地域と非戦闘地域の区別をなくして、現に、つまりたった今戦闘が行われていないところであれば、これまで戦闘地域と言われていたようなところでも自衛隊は派遣できるし、その場において武器・弾薬の補給もできるということですから、これはもう武力行使、戦争行為そのものです。そこで自衛隊がその戦争に、もう、それはもう武力行使ですから。敵に攻撃をされても国際法上も何も文句は言えないという立場に自衛隊立たされるわけです。これからの若い人たちがそういう戦地に赴いて、命を奪われる。逆にまた奪っていく、いう可能性がある、憲法9条のもとで。しかもその閣議決定後の世論調査でも、集団的自衛権の行使は反対だという世論が5割超えてるという状況のもとでこれを閣議決定で強行したという態度は改められるべきであり、議会として反対の陳情を上げるべきだというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

○委員（佐竹康彦君） 先ほど国民の反対が5割超えてるっておっしゃってましたけれども、その国民の皆様がどこまでその集団的自衛権というものに対して理解されてるのかどうかということがまず一点あると思います。今回の閣議決定の内容について、内容についてですね、一部容認だっていうようなことで、確かに一部容認はされましたけれども、これはあくまでもほぼ個別的自衛権の範疇内だというふうに理解されるような事例でありますし、当然私も公明党としても、今後いわゆる、心配されるのはいわゆる集団的自衛権の行使、我が国が攻撃されていないにもかかわらず他国の戦争行為に加担するために自衛隊が派遣されるということについては、今までも反対もしてきましたし、今でも反対の立場を表明しておりますので、それについては御懸念に及ばないんじゃないかなというふうに考えています。

先ほど戦闘行為ということでありましたけれども、実際その閣議決定にもですね、我が国が支援活動を実施している場所が現に戦闘行為を行っている現場となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止または中断するというふうにも書いてありますので、御懸念されるような内容の閣議決定ではないんじゃないかなというふうに私は考えてますけども。

○委員（尾崎利一君） そこが攻撃されたときに、ワープして日本へ帰ってくるわけにいかないんですよね。その場にいるわけです、自衛隊は、攻撃を受けたときに。現にアフガニスタンでは、そういう形でNATOの軍人が1,000名以上死んでると。イラク戦争でも多数の死者が出てるという事例あるわけですから。

それで、先ほど5割を超える方が反対してるっていう世論調査の中で、集団的自衛権の問題、どれだけ国民が理解してるのかっていう問題があると言われました。そういう世論状況のもとで、閣議決定を強行したってのは、これ間違いじゃないですか。そういう世論状況なんですから。だから反対すべきだということではないんでしょうか。そういう世論状況だからこそ反対すべきだっていうのが当然の帰結になると思いますが、どうでしょうか。

○委員（佐竹康彦君） そういう世論状況だから反対、じゃ世論が全てなのかってことがあると思うんです。今

現在ですね、国際的な環境、さまざま変化をしてきておりまして、当然その、例えば72年政府見解が出されたときのような冷戦構造で米ソ二大大国がこの覇を争っているというような状況ではない。国際的にも当然今中東のほうでもさまざまな問題もありますし、ウクライナの問題もある。中国にしても、72年当時の中国の国力、軍勢力と今とは違います。北朝鮮も核開発も進めておりますし、ミサイルも日本国内を全て射程圏内に入れるような、そういった技術も持つような事態になった中で、さまざまなことを勘案して、あらゆる想定を考えて手を打っておくというのが国の責務であるというふうに思います。憲法13条に、全ての国民が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするということ書かれておりますので、現に朝鮮半島にも日本人が韓国には3万5,000人いるというふうに言われています。中国にも当然いる。中東にもいる。その中で国民の生命または財産、そういったものを国がいかにして守るべきかということについては、これが早いとか遅いということではなくて、なるべくできる限り速やかに政府としても判断を決定し、それに対する準備を進めておく必要があるのではないかなというふうに私は考えます。直ちに今回の閣議決定が戦争をする国になったとか、自衛隊の若者が血を流すとかというような形で考えるのはいささか短絡的ではないのかなというふうに判断します。

○委員（中野志乃夫君） ちょっとね、私としてはどうも佐竹委員の発言聞くと、何かまあそんな大したことじゃないみたいように聞こえてしまうんですけども。あと、先ほどね、公明党と言いましたけども、実際閣議決定だと。確かにそうですけど、あくまでも公明党の議員さんも今内閣にいるから当然その中でね、話であって、これがもしいかなかったらどうなんだろうと正直私は思います。つまり先ほどの戦闘地域云々、戦闘地域じゃないって問題も、もう既にこの集団的自衛権のこういう論議の前に、イラクでね、実際自衛隊が派遣されて、たまたま奇跡的にね、そこが戦闘地域にならなただけであって、まあ言ってみれば、あのときの小泉首相がね、どこが戦闘地域か、戦闘地域じゃないかなんてわかるわけじゃないかと本音言っていましたけど、まさにそういう現場に実際自衛隊送ってね、たまたま幸運にして、まあそういったね、攻撃をね、直接受けて死ぬ人がいなかったにすぎない話をね、さらにそれをもっと具体化する話であって、これはあえてね、そんな必要性がなければね、こんな内容の解釈ね、こういった論議を持ち込まないはずですよ。つまりあのときでさえ集団的自衛権はないからね、つまり国際世論というか、アメリカの要請によって従わざるを得ないから、しょうがなく派遣をしたけれども、そのときでも論議があった。今回あえてこういった論議をするってことは、誰が考えたってね、アメリカの要請のもとに何かあったら従わざるを得ないってことのね、道筋をつくるためであることは明白なわけですから、そのぐらいはね、私は逆に公明党さんはそういうことも一貫して反対してたんじゃないかという気がしてたんだけど、今回の内容からするとね、もういきなりもう協力して、大した問題じゃないっていうのが私はちょっと理解しがたいんです。

いずれにしてもね、この内容は、明らかにそういう懸念をより強くさせる内容であるからこそ反対すべきだと思うんですよ。あえてちょっとまたね、そのことで答え聞くのも酷かもしれないけども、少なくともそこでね、これは全く問題ないというのはちょっとどうなのかなと思います。

またあと、何かほかの市なんかによるとね、公明党さんも賛成して、これに関して陳情に、地域もあるようですが、それは、そういうところないんですか。（「ないない」と呼ぶ者あり）そうですか。もう全てこれはじゃ賛成ですか。

○委員（尾崎信夫君） それ、閣議決定前の話。6月30日以前の話。決定前です。

○委員（関田正民君） それぞれに意見があると思いますけど、これ、いつまで意見言ってもね、お互い水と油

でしょうから、恐らく決をとると思うんですよ。もう決をとったほうがいいんじゃないですか、と私は思います。

○委員（尾崎利一君） もちろん見解の違いはあるわけですが、ここは議会ですから、言論の府ですから、それぞれがきちっとみずからの意見を述べていくと。その上で採択してくと、採決をするというのが当然のことだと思いますので、しかも市民の命にかかわる重大な問題ですから、きちっと審査すべきだ、意見をそれぞれ述べ合うべきだというふうに考えます。

それから、先ほどの佐竹委員のお話の中で、そういうことだからこそ、その改憲の手続をね、きちっと踏んでやるんだったらまだわかると。それをなぜ解釈改憲でやるのかと。これはその憲法の上に安倍首相が君臨するっていう姿ですよ。国民のものである憲法をね、時の権力者が奪うという暴挙を許していいのかっていう問題だと私は思います。そういう点からも、これはやはりきちっと採択すべきではないかと思います。

○委員（二宮由子君） 私はですね、歴代の政権が現行憲法のもとでは認められて、認められないとしてきた集団的自衛権を、そのわずか2カ月足らずの議論で、その国民の、国民的議論を経ないうちに決めてしまったということが非常に懸念される場所なんです。まあ世論調査もそうですし、全てにおいて一政権がこのようにことを決定してよいのかどうかということだと思います。

また、集団的自衛権というのは、具体的に言えばですね、その他国間の紛争に武力をもって応援、参加することであり、つまりその集団的自衛権の行使というのは、戦争を行うことであると言っても過言ではないと思うんですね。このことというのは、国連の加盟国の共通認識でありまして、日本もその認識のもとで進めてまいりました。憲法9条によって、行使はできないというふうに解釈してるものを、集団的自衛権行使容認ということで、その憲法9条の行使ができないという解釈を変えようということがですね、一政権が行っているのかどうかということをぜひ皆さんにも認識していただきたいと思うんです。

今まで専守防衛を基本とする平和憲法のもとで、国際紛争に武力行使でかわらない人道的支援によって国政貢献を貫いてきた日本の姿勢こそが、国際社会に揺るぎない信頼を築いてきたということをぜひ皆さんにも忘れないでいただきたいというふうに思います。私はこの陳情には賛成いたします。

○委員長（押本 修君） ここで暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 今各委員から幾つか御質疑いただきましたので、私のほうでちょっと確認させていただきたいのが、まず解釈改憲云々ということなんですけれども、15日の参議院の予算委員会で、私ども公明党の西田参院幹事長の質疑の中で、内閣法制局長官、横畠内閣法制局長官がおっしゃってたのが、今回の閣議決定については、憲法改正によらなければできないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲に当たらないというふうに明確に述べておりますので、今回の閣議決定については解釈改憲ではないというふうに断言できるというふうに思います。

あと、先ほど中野委員がおっしゃっておられたような件は、事例はあれはイラクでのPKO活動のことであって、戦闘行為に参加するものではないというふうに考えております。あと具体的な事例の一つとして、朝

鮮有事、現在朝鮮半島は朝鮮戦争休戦中でありますから、戦争状態がいまだに続いていると国際法上なっているわけでありまして、なおかつこの韓国での3万5,000人の邦人が避難をする際に、これアメリカの船舶に乗って避難をするということが想定された場合に、このアメリカの船舶というのは、国際法上、この船というのは国の領土というふうに見なされます。日本人の命を助けるために、日本人の命を助けて、日本人を日本国に送り届けるために活動しているそのアメリカの船に対する攻撃について、これは、これに対して今回自衛隊のほうでも応戦することも可能であるというような、改正して認めたわけですが、国際法上、アメリカの船の攻撃というのは、アメリカへの攻撃というふうになってしまいますけれども、実質上はですね、日本人の命を守るために行動しているということでありますから、これもいわゆる集団的自衛権、考えておられるような集団的自衛権の範疇ではないというふうに私は判断されておりますし、今回のことについても、あくまでも専守防衛というふうな枠組みは、これまでのその政府解釈の改憲の基本はしっかり踏まえて、継続して上での今回の閣議決定でありますので、専守防衛ということについては、これまでも継続するというふうになっているというふうに私考えます。

閣議決定の冒頭ですね、我が国は戦後一貫して日本国憲法のもとで平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならず、非核三原則を守るという基本方針を堅持しつつ国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定した豊かな国民生活を築いてきたというふうに書いてあります。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊厳を勝ち得てきている、これをより確固たるものにしなければならないというふうに決意を述べているわけですから、これで専守防衛が一切外れたということではないのではないかなというふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） ただいま議題となっております26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情、同第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情、この陳情には採択すべきという立場で討論を行います。

7月1日に行われた閣議決定は、これまで憲法9条のもとでイラクに自衛隊を派遣しても戦闘地域には行っ
てはならない、武力行使はしてはならない、いう歯どめがあったわけですが、これを外して、たった今戦闘が行われていなければ、どんなところにも自衛隊を派遣し、武器、弾薬の供給もできるということにしたわけで、日本の自衛隊が殺し、殺される、戦争に巻き込まれていく、憲法9条のことであってはならない事態を招く閣議決定です。

それから、もう一つは集団的自衛権の行使を可能にする。自国に対する攻撃がなくても、安倍首相は日米安

保条約に重大な損害を与えられる、いう場合には、武力行使できる、いうふうに言いました。アメリカがイラクに自衛隊を派遣しろ、言ったときにこれを断れば、安保条約に、日米同盟に重大な損害を与える、いう判断を時の政権がすれば、イラクに自衛隊を派遣し、武力行使ができる、いう内容です。ですから明確にこの陳情で指摘されているように憲法解釈を変更するものです。

そして、日本に明白な危険がある場合、ということが歯どめだつていう意見もありますけれども、どう考えても解釈改憲である、いう今度の閣議決定を解釈改憲ではないなどと強弁をする政府が行う判断を、国民が信頼することはできません。時の政権の独走で戦争する国になっていく、いう危険をこの閣議決定ははらんでいる。しかもこれだけ本委員会でも激論になるほどの、その背景には国民の世論が大きく分かれている。5割以上の方が集団的自衛権行使すべきでない、いうふうに言っている、いう状況のもとで、正規の改憲手続もとらずに、一政権の閣議決定だけで日本の戦後のあり方を根底から覆すような変更を行おうとしている、いうことは重大であり、この陳情を採択し、反対の意見書を提出するよう、するのは当然だ、いうふうに考えています。

○委員（佐竹康彦君） 私は今回の陳情に関しまして、その陳情を採択する必要性が現実だとなという観点から、反対という立場で討論を行わせていただきます。

今回の閣議決定の大きなポイントは、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置に関して、自衛権に関する、その自衛権の限界を示したということが大きなポイントではないかなというふうに思います。今回自衛権発動の新3要件ということを決めて、武力行使に関しまして厳格な歯どめをかけた点がやはり重要な点ではないかなというふうに思います。

今回の閣議決定の基本的な根幹はですね、72年の見解であります自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるというような部分が根幹となるわけであり、詳しくはなりますけれども、この新3要件、あえてここで述べさせていただきますけれども、我が国に対する武力攻撃が発生した場合、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、②として、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに、③として、必要最小限度の実力を行使するというふうに定めております。

今回は、今回の決定では、武力行使、あくまで我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるということでありまして、自国防衛に限った措置であることは明確であります。いわば個別的自衛権に匹敵するような事態にのみ発動されるという憲法上の歯どめになっているというふうに考えられますから、外国の防衛、それ自体を目的とした集団的自衛権、これは認めているわけではありません。平和主義という憲法の柱を堅持し、憲法第9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示したというようなことになった閣議決定だというように考えられるわけでありまして、今回のこの陳情に関しましては、冒頭述べましたとおり、採択する必要性がないということと判断し、私は反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 今回の陳情に賛成の立場で討論を行います。

今回のこの閣議決定をされたですね、一連の動きというのが、そもそもなぜこの時期なのかというのが大変疑問に思っております。つまり切迫したですね、本当にそういった危機的な状況でもないにもかかわらず、それも国民的な議論を本当に喚起してですね、そのもとで政策を変えていくという手続を経ずに、あくまでも

閣議決定だけということで推し進める動きに関してですね、大変な危惧を持っております。つまり歴史的に見ても、はっきりとですね、これから相手を侵略しますと言って、起こした、起こった戦争ってありません。実際問題、自国の国民を守るためとか、平和のためとか、そういった内容で常に戦争は起こっておりますし、つまりそのときどきの流れでいかようにも解釈されてですね、戦争が起こってしまってるし、そういう武力が繰り返されてるのが歴史であります。

今回の内容を見ますとですね、個別的自衛権の範疇であるとかいう御意見もあるようではございますけれども、どう見ても、例示された内容からしてもですね、明らかにアメリカの意図のもと、アメリカの意向に従って、日本はそれに従うということをはっきりとさせたいということは明白でありますし、そのことはとりもなおさずですね、日本が戦争に巻き込まれていく、そういった内容だと思います。最近特に自衛隊の関係者の方、元自衛隊にいた方がですね、強く危惧をされていて、もうこれで本当にこの内容でいってしまうならば、本当に日本は集団的自衛権を発動してですね、そういった戦争に巻き込まれてしまうってことを強く危惧しておりますし、私も全くそのとおりだと思います。つまり実際に現場に行かされる立場の人たちが強く反対してるということもやはり念頭に置いて、やはりこの問題は考えるべきだろうと思います。

いろいろ述べたいことがありますけど、いずれにしてもこの陳情には賛成してですね、皆さんもぜひこういったおかしな方向に反対するような努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（押本 修君） 26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情、本件は先ほど不採択と決しました26第3号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

○委員長（押本 修君） これをもって、平成26年第3回東和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時18分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修